

■登録

- ・利用登録ができるのは下記のどちらかの要件を満たす20歳から60歳までの方とします。
 - ◆現住所が伊勢市である独身男女
 - ◆「いせむすび」登録企業従業員で伊勢志摩定住自立圏域内(鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町)に在住する独身男女
- ・学生は利用登録できません。
- ・登録時に重要事項を説明する時間を要するため、登録の際は電話で相談予約をお願いします。
- ・ご家族や友人など本人以外の方による登録はできません。
- ・来所による登録のみとします。(電話、ファックス、メールでの登録不可)
- ・登録時に職員が身分証明書等を確認します。
- ・暴力団員(伊勢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)である者は利用登録できません。
- ・センターからの連絡が取れない状況が続く場合などはセンターの判断で登録を抹消する場合があります、これに異議を申し立てることはできません。

■閲覧

- ・登録者プロフィール(異性に限る)の閲覧を希望する際は、電話で予約が必要です。
- ・閲覧は登録者本人のみ可とし、閲覧前に職員が本人確認を行うものとします。
- ・プロフィールの閲覧は職員立ち合いのもと月1回かつ30分以内とします。
- ・プロフィールの撮影やコピー等の行為は禁止します。
- ・プロフィールの修正は職員立ち合いのもとで差し替え可とします。
- ・顔合わせを希望する相手(1人まで)が決まったら職員に申請します。
職員から相手に顔合わせ希望の連絡を行います。その際、相手の都合(顔合わせ可能日時)を職員が確認し、閲覧者に伝え調整を図るものとします。閲覧者は相手からの顔合わせ可否回答があるまで、別の登録者に顔合わせ希望を行うことはできません。なお、相手から顔合わせ不可の回答があること、あるいは回答が得られない場合もあります。
- ・ひと月に顔合わせ希望が出せるのは1人までとします。
- ・顔合わせをお断りされた相手に対し、再度申し込みをすることはできません。
- ・希望する相手との顔合わせを保障しません。

■顔合わせ

- ・顔合わせは予め調整した日時にセンター内で行うものとします。
- ・顔合わせ時に職員が諸注意事項など説明したのち30分間トークタイムをとります。
- ・登録者本人以外の同席は不可とします。
- ・連絡先の交換は自己責任としますが、交際の相談はセンターにお寄せください。
- ・トラブルを防止するため、顔合わせにて連絡先を交換した男女のプロフィールは他の登録者から閲覧できない状態にしますので、閲覧できる状態に戻したい場合は必ずセンターまでご連絡ください。また、ご成婚となられた場合は登録を抹消させていただき、記念品を贈呈いたします。

■その他

- ・登録者による職員への悪態、暴言、及び不誠実な利用であるとセンターが判断した場合は登録を抹消するほか、警察や弁護士等へ通達や相談を行う場合があります。
- ・登録の抹消を希望される場合は、センターまで本人よりお申し出ください。
- ・2023年3月31日をもって登録者情報はすべて自動的に抹消されます。引き続き利用を希望される場合は、年度ごとに登録が必要です
- ・万が一、お相手の方等との間でトラブル等が発生した場合、当事者間で解決してください。